



目 次	ページ
規 則	
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
◎高知県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。
令和2年10月20日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第62号
高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則
高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年高知県条例第43号）附則ただし書の規定に基づき、同条例附則ただし書に規定する改正規定の施行の日は、この規則の公布の日とする。

高知県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年10月20日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第63号
高知県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則
高知県肥料取締法施行細則（昭和25年高知県規則第57号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
高知県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則
第1条中「肥料取締法（）」を「肥料の品質の確保等に関する法律（）」に、「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、「肥料取締法施行規則」を「肥料の品質の確

保等に関する法律施行規則」に、「に定める」を「並びに高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）に定める」に改める。

第2条中「若しくは同条第2項」を「又は同条第3項」に、「又は法第16条の2第1項若しくは」を「及び法第16条の2第1項又は」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。
第4条第2項中「及び輸入業者」を「又は輸入業者」に改め、同条第3項中「及び販売業者」を「又は販売業者」に改める。

附 則
この規則は、令和2年12月1日から施行する。

高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年10月20日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第64号
高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則
高知県立自然公園条例施行規則（昭和35年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。
第17条第10号中「（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第2号に規定するとう載漁船をいう。）」を削る。
第22条第4号中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

附 則
この規則は、令和2年12月1日から施行する。

高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年10月20日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第65号
高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
高知県自然環境保全条例施行規則（昭和49年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1の(3)ク中「（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第2号に規定するとう載漁船をいう。）」を削る。
別表第3の11の(2)及び別表第5の6の(1)中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

附 則
この規則は、令和2年12月1日から施行する。

~~~~~  
高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年10月20日  
高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第66号**  
**高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県希少野生動植物保護条例施行規則（平成18年高知県規則第117号）の一部を次のように改正する。  
第18条第10号ウ及び第24条第6号エ中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

**附 則**  
この規則は、令和2年12月1日から施行する。